

大分大学医学部医療機器開発研修生規程

平成26年11月5日制定
平成26年医学部規程第1-6号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学医学部（以下「医学部」という。）における医療機器開発研修生の受入れについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「医療機器開発研修生」（以下「研修生」という。）とは、医療機器を開発する企業等（以下「企業等」という。）に勤務する者で、医学部において、医療機器の研究開発に関する研修を受けるものをいう。

(申請及び許可)

第3条 医学部長が別に定める研修プログラムにより、研修生として派遣しようとする企業等の長は、別に定める研修申請書に必要書類を添え、医学部長に申請するものとする。

2 医学部長は、前項の規定による申請があったときは、研修プログラムの範囲内で、研修を許可することができる。

3 研修生の研修期間は1年以内とし、研修を許可する日の属する年度を超えないものとする。

(研修料)

第4条 研修料は、徴収しない。

(関係規程等の遵守)

第5条 研修生は、国立大学法人大分大学の関係規程等を遵守し、医学部長の指示に基づいて研修しなければならない。

(研修の停止及び取消し)

第6条 研修生が前条の規定に違反し、又は研修生としてふさわしくない行為があったときは、医学部長は、当該研修生の研修を停止させ、又は研修の許可を取り消すことができる。

(損害の賠償等)

第7条 研修生が、その故意又は過失等により施設、設備等を毀損等した場合は、当該研修生又は医療機器開発研修生を派遣する企業等の長は、速やかに原状に復し、又は当該損害を賠償しなければならない。ただし、事情によっては、その責任を減免することがある。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、研修生の受入れに関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月5日から施行する。